

は し が き

この概要は、平成 18 年度の県内市町村等における普通会計及び公営企業会計等の決算の調査結果をとりまとめたものです。

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の累次の経済対策等に伴う巨額の地方債残高を抱えていることによる公債費の増加や扶助費の増加等、義務的経費が増加基調にあるとともに、いわゆる三位一体の改革に伴う地方交付税の総額の抑制等、依然として歳出・歳入両面にわたって厳しい状況にあると言えます。

このような厳しい状況の中、地方公共団体の財政情報をよりわかりやすく住民に開示し財政規律の強化を図るため、新たな財務書類の整備等公会計の整備が推進されるとともに、昨年 6 月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率等の財政の健全性に関する比率を公表するとともに、当該比率に応じて、財政悪化の兆候が現れた段階から、早期に財政健全化に取り組んでいくことが義務づけられました。

一方、本格的な少子・高齢社会の到来により地域福祉の一層の充実が求められ、生活関連社会資本の整備等さまざまな重要政策課題への取り組みが必要とされている中で、基礎自治体である市町村が担うべき役割はますます重要となっています。

市町村がこのような役割を適切に果たしつつ、簡素で効率的な行政システムを確立するためには、「集中改革プラン」等に基づき、引き続き徹底した行財政改革を推進し、歳出の抑制と重点化に取り組みながら、税収入の確保や受益者負担の適正化等自主財源の確保に努め、行政運営の透明性の向上を図り、住民の理解と協力を得ながら、財政健全化への努力を続ける必要があります。

本書が、市町村等における財政状況の実態を把握するうえでの参考資料として広く活用され、今後の行財政運営の一助となれば幸いです。

平成 20 年 1 月

青森県総務部市町村振興課長 徳大寺 祥宏